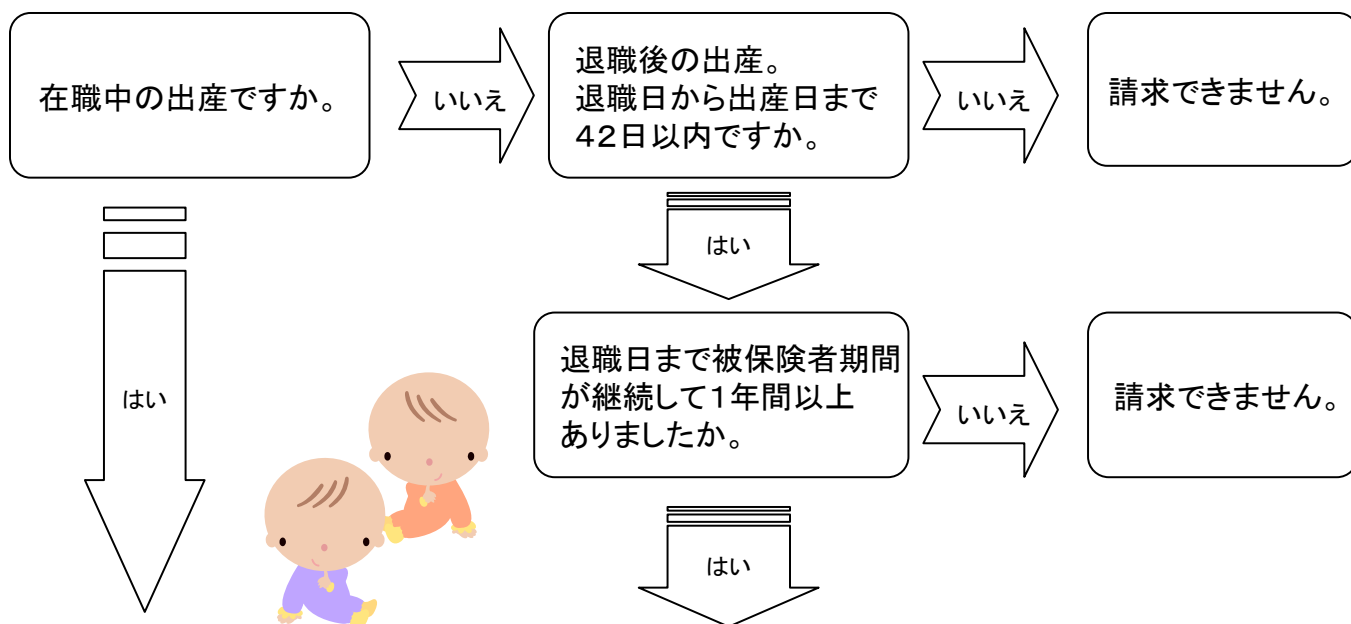


出産手当金・出産手当付加金を申請される方へ

1. 下記の事項をよくお読みになってから申請してください。

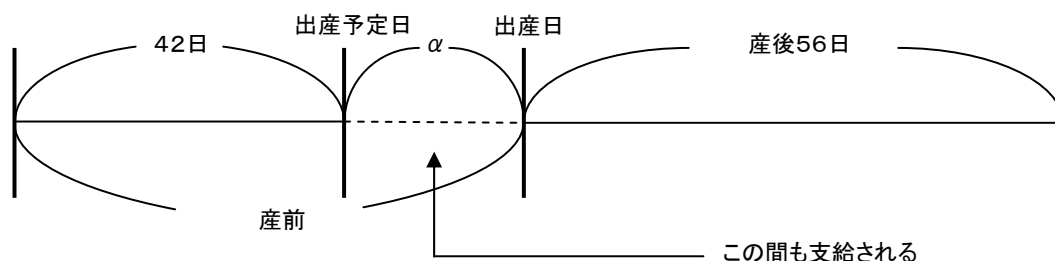


申請手続きをしてください。
在職者の方は請求書を事業主(会社の総務部門)に提出してください。
退職者の方は請求書を当健康保険組合まで直接、提出してください。

2. 出産手当金とは

出産手当金

被保険者が出産のために会社を休み給料の支払いを受けなかった場合は、出産日以前42日間(多胎妊娠の場合は98日間)出産日後56日間の計98日(多胎妊娠の場合は154日)の範囲内で1日につき標準報酬日額の2/3が支給されます。さらに出産予定日より後に出産した場合にもその間の出産手当金は支給されます(出産日は産前に含まれます)。



出産手当付加金

被保険者期間中の出産手当金には付加金が支給されます。支給額は法定分と付加金をあわせて標準報酬日額の80%です。ただし、被扶養者のいない方が健康保険を使って入院したとき、その期間の付加金は支給されません。